

# 学位論文

## 1. 修士学位論文

### (1) 提出について

修士課程および博士前期課程の学位論文を提出する者は、その在学中の所定の期日までに提出するものとする。審査基準の詳細は、研究科委員会において定める内規による（P. 13以降参照）。

### (2) 修士学位論文（以下、修士論文という）提出日

#### a. 修士論文題目届

提出期限：2026年4月29日（水）

※社会福祉専攻の3年制コースにおいては、在学3年目にあたる年に修士論文題目届を提出しなければならない。

#### b. 修士論文

提出日時：2027年1月6日（水）・7日（木）※9月修了申請者：6月12日（金）

白金：9：30～11：45、12：30～19：30 横浜：9：30～11：45、12：30～16：00

提出場所：大学院事務室（国際学研究科は大学院事務課〔横浜〕）

提出物：修士論文、修士論文提出票、修士論文利用承諾書

#### ★注意★

1. 学歴に定められた提出日の定められた締め切り時刻を過ぎた提出には一切応じない。
2. 論文は完全な状態で事務室に提出しなければならない。コピー、綴じ等のために締切時刻を過ぎるので了承してほしいという申し出にも一切応じない。
3. いったん提出した修士論文に手を加えたり、あるいは差し替え、取り下げをしたいという申し出についても一切応じない。
4. 事前に修士論文題目（和文・英文〔フランス文学専攻はフランス語〕）を Port Hepburn で提出すること（提出前にPort Hepburnおよび掲示で知らせるので指示に従うこと）。
5. 提出時に「修士論文提出票」の受理票を必ず受け取ること。
6. 研究課題修了報告書または特定課題研究成果報告書を提出する者は、「修士論文」を該当の報告書として読み替え、各指示に従うこと。

### (3) 修士論文審査期限（専攻により日程が異なる）

2027年2月10日（水） ※9月修了申請者：6月30日（火）

### (4) 修士論文の返却

修士論文1部は、最終試験（修士論文審査）終了後、修了式当日に本人へ返却する。

### (5) 論文および論文要旨の作成様式と部数

#### a. 和文で作成する場合

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、用紙左側に3cmの余白をあげ、片面印刷とする。
3. 横書きとし40字×40行とする（ただし芸術学専攻は縦書きも認める）（ただし経済学専攻は40字×25行）。
4. 目次、前書き、後書き、巻末参考文献は本文に含めない。ページ数はページの中央下に、目次にはローマ数字（小文字 i, ii, iii...）で、本文以降の全てのページ（後書き等含む）には、アラビア数字（1. 2. 3...）を通番で記入する。

#### b. 外国語で作成する場合

（英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、国際学専攻、法と経営学専攻：英語）

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、片面印刷とする。
3. フォントはTimes New Romanでサイズは12ポイントとし、行数は1ページ25行の設定とする。天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。
4. 目次、前書き、後書き、巻末参考文献は本文に含めない。ページ数はページの中央下に、目次にはローマ数字（小文字 i, ii, iii...）で、本文以降の全てのページ（後書き等含む）には、アラビア数字（1. 2. 3...）を通番で記入する。

（フランス文学専攻：フランス語）

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、片面印刷とする。
3. 1ページ25行程度で、天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。
4. 目次、前書き、後書き、巻末参考文献は本文に含めない。ページ数はページの中央下に、目次にはローマ数字（小文字 i, ii, iii...）で、本文以降の全てのページ（後書き等含む）には、アラビア数字（1. 2. 3...）を通番で記入する。

c. 字数

専攻	論文 (字数または枚数)	論文要旨 (字数)	部数
英文学専攻	英語:50枚以上	不要	4部
フランス文学専攻	日本語:40,000字程度 フランス語:50枚程度	フランス語A4(1ページ25行)8枚程度 日本語4,000字程度	3部
芸術学専攻	日本語:40,000字以上 英語:22,000words以上	日本語:2,000字程度 英語:600words程度	
経済学専攻	日本語:40枚以上 英語:40枚以上	日本語:2,000字程度 英語:600words程度	
社会学専攻 社会福祉学専攻	40,000字以上	不要	
国際学専攻	日本語:40,000字以上 英語:22,000words以上	日本語:2,000字程度 英語:600words程度	
心理学専攻 教育発達学専攻	20,000字以上	2,000字以内	
法と経営学専攻	日本語:40,000字以上 英語:22,000words以上	日本語:2,000字程度 英語:600words程度	

※ 社会福祉学専攻の3年制コースにあつて、研究課題修了報告書を選択した場合の字数は、20,000字以上とする。

※ 法と経営学専攻にあつて、特定課題研究成果報告書の提出を選択した場合の字数は、20,000字以上とする。

※ 国際学専攻、心理学専攻、教育発達学専攻においては、論文字数に謝辞、引用(参考)文献リスト、図表を含めない。

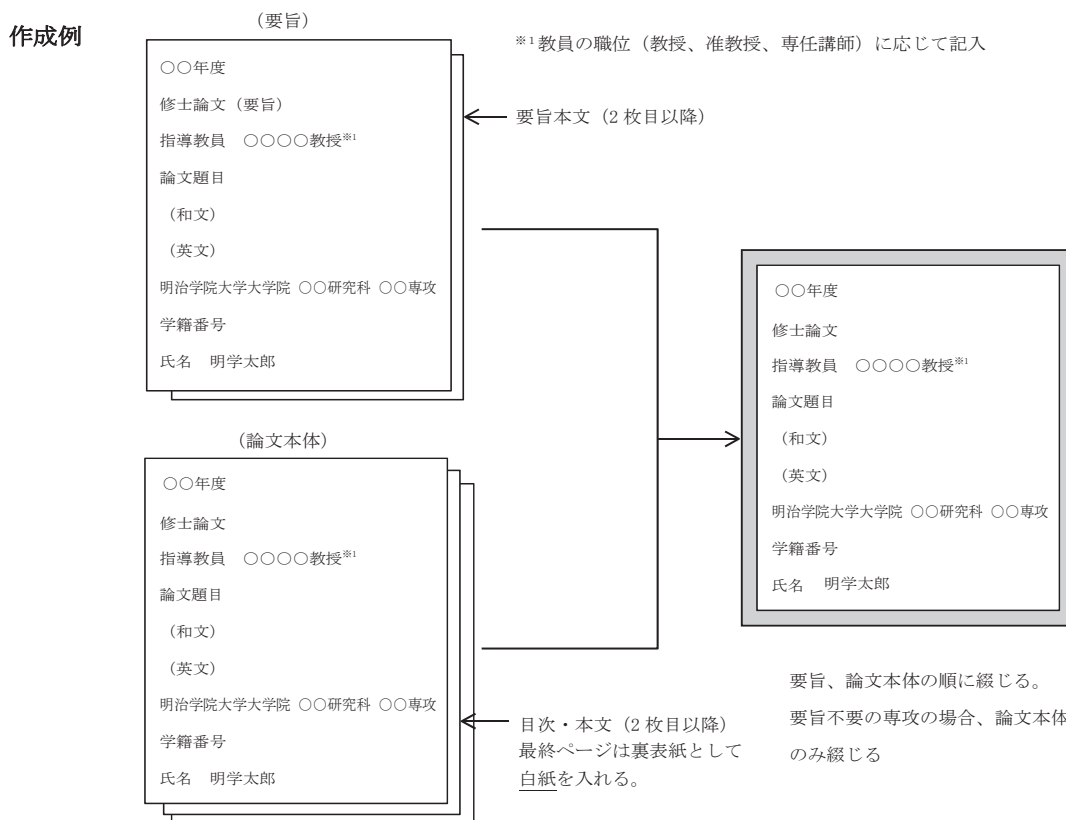
※ 部数については製本用として1部追加になる場合がある。Port Hepburn および掲示により通知する。

(6) 表紙の様式および綴じの要領

- a. 和文、英文とも、表紙および表題紙上に、図のように修士論文提出年度、指導教員名、論文題目、研究科・専攻名、学籍番号、氏名等を明記する。ただし、英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、国際学専攻、法と経営学専攻で英語で論文を作成する場合の表紙の作成方法は、指導教員の指示に従うこと。

なお、和文の題目には英訳名(フランス文学専攻ではフランス語訳名)を、外国語の題目には和訳を記入する。

ただし、英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、国際学専攻、法と経営学専攻で英語で論文を作成する場合は、英文題目のみでよい。



- b. 縦の左バインダー2穴綴じとする。(縦書きの場合は右綴じ)

(7) 論文および論文題名の公開

合格した修士論文は、執筆予定者に対して公開することがある。また、修士論文題名は、本学Webサイト等で公開することがある。

## 文学研究科英文学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格および提出手続)

第2条 修士学位論文を提出するときは、『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に従う。ただし、学位論文を提出する年度に実施される「中間発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、英文学専攻会議において主査1名および副査2名を決定し、この3名の審査委員が査読をおこない、口述試験を経たのちに、総合評価で60点以上(100点満点)の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、英文学専攻会議を経て文学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマ及び問題設定が明確であること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・データ・例文・資料等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域において意義を有し、体系的と高い専門レベルを示すものであること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、英文学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

## 文学研究科フランス文学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格および提出手続)

第2条 すべて『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に従う。ただし、学位論文を提出する年度に実施される「中間発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、フランス文学専攻会議において主

査1名および副査2名を決定し、この3名の審査委員が査読をおこない、口述試験を経たのちに、総合評価で60点以上(100点満点)の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、フランス文学専攻会議を経て文学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・関連資料・各種データ等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域において意義を有し、体系的と高い専門レベルを示すものであること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、フランス文学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

## 文学研究科芸術学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格および提出手続)

第2条 修士学位論文を提出するときは、すべて『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に従う。ただし、学位論文を提出する年度に実施される「中間発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、芸術学専攻会議において「明治学院大学学位規程」第6条に従い、主査1名および副査1名以上で査読をおこない、口述試験を経たのちに、総合評価で60点以上(100点満点)の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、芸術学専攻会議を経て文学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、作品・関連資料・先行研究等を的確に分析・考察していること。
- (4) 当該研究領域において意義を有し、体系的と専門性を示すものであること。

- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。  
(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、芸術学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

## 経済学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者が学位申請論文を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

(修士論文の性格)

第2条 修士の学位は、高度専門職業人あるいは専門研究者として相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

(修士論文の提出資格要件)

第3条 修士論文を提出する者は、原則として1年半以上在籍して指導教員の担当する授業科目を含めて16単位以上修得し、学歴に定める期日までに研究科委員会に論題を提出した上で、提出する年度に実施される「中間報告会」で報告しなければならない。ただし、学則第12条の2を適用しようとする者は、専攻が指定する時期および単位数をもって修士論文の提出を可能とするため、これに適切な時期での「中間報告会」で報告しなければならない。

(修士論文提出期限)

第4条 修士論文の提出期限は、学歴に定める。

(審査の手続き・審査期間・審査委員の選出)

第5条 審査の手続きに関しては、以下の4項目を定める。

- (1) 修士論文を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程、明治学院大学研究倫理基準、および『明治学院大学大学院要覧』に基づき作成し、提出しなければならない。
- (2) 学歴に定める日程で審査を終了しなければならない。
- (3) 審査委員は、原則として主査および副査(2名)の審査委員が就任し、審査委員会を構成する。審査委員会は、学位申請論文の審査、および口述試験を行い、その結果を専攻会議および研究科委員会に報告する。
- (4) 審査において不合格の場合は、指導教員の指導のもとで加筆・修正をして次学期以降に提出できる。

(審査基準)

第6条 審査にあたっては、当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握しかつ解明する能力を身に付け、高度専門職業人ないしは研究者としての資質があるかを基準とする。

- (1) 以下のア～キ(7項目)を審査基準とし、ア～カはそれぞれ「たいへん優れている(15点)」、「優れている(13点)」、「普通(10点)」、「あまり優れていない(7点)」、「優れていない(5点)」の

5段階で、キは最大10点で評価し、その上で総合的に判断して評価する。

ア 研究テーマの適切性

研究テーマの設定が学術的・社会的意義および貢献が明確に意識され、申請された学位に対して妥当であり、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性  
研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され具体的なかつ確かな分析・考察がなされているか、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、更に明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的・実証的見地から見て、論文が注目すべき独自の価値が認められるか。

オ 論文の形式・体裁の適切性

論文の分量や記述(本文、図表、引用、参考文献など)が充分かつ適切であり、学術論文として本論の構成が首尾一貫しているか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の知識、および関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。

- (2) 前号に定める審査基準で60点以上を合格(100点満点)とする。  
(学位授与の議決)

第7条 学位授与の議決は、審査当日に開催される研究科委員会において行うことを原則とする。

(準用)

第8条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会において審議する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、「学位請求論文(修士)審査に関わる内規」(2010年4月1日施行)を条文形式に改めたものである。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 3 この内規は、2020年4月1日から施行する。(第3条 修士論文の提出資格要件の変更)
- 4 この内規は、2026年4月1日から施行する。(第3条から第5条の変更、第6条の追加、第7条から第9条の条番号の繰り下げ、第9条条表題の変更)

## 社会学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、社会学研究科修士論文の審査基準を定める。なお、社会福祉学専攻「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコース適用者(以下、「3年制コース適用者」という。)で、研究課題修士報告書を選択した場合についてもこの基準に定める。

(修士の学位)

第2条 修士の学位は、当該研究領域における研究者ないしは高度専門職業人に相応しい研究成果に対して授与するものとする。

(提出要件)

第3条 修士論文、あるいは研究課題修了報告書の提出までに、社会学専攻においては中間発表会での発表および修士論文中間提出を、社会福祉学専攻においては中間発表会での発表をそれぞれ済ませていること。また、社会福祉学専攻において、発表を行った年度に論文を提出しなかった場合は、提出年度に再度発表しなければならない。なお、発表を行った次年度に9月修了を申請した場合は、この限りでない。

2 3年制コース適用者にあつては、前期課程在籍2年目の履修登録時に修士論文または研究課題修了報告書のいずれかを選択しなければならない。

(審査委員)

第4条 大学院社会学研究科の当該専攻の教員からなる主査1名と副査2名の教員3名が、論文の審査を行う。ただし、組織運営上の理由により、減員が必要であると専攻会議で認められた場合は、副査は1名とすることができる。

2 前項の主査は指導教員以外の教員とし、副査の1名は指導教員とする。大学院担当ではない教員が、提出された修士論文の主題に研究領域が近い場合には、副査にすることができる。

(審査基準)

第5条 以下を審査基準の指標とする。

[社会学専攻]

- (1) 学術論文としての形式・体裁が整っているか(字数・頁数などの設定)
- (2) 論文題目が内容を的確に表現しているか
- (3) 主題の設定が専攻分野の研究として妥当であるか
- (4) 問題意識が明確であるか
- (5) 論文全体の構成が適切であるか
- (6) 研究の内容に独自性があるか
- (7) 研究方法は妥当かつ適切であるか
- (8) 問題提起から結論に至る論証プロセスは適切であるか
- (9) 先行研究を十分に参照しているか
- (10) 専門用語の使い方や文章表現に問題がないか
- (11) 口述試験における発表および質疑応答が的確であるか
- (12) 調査研究・事例研究の場合には、研究倫理委員会等の承認を得ているか
- (13) 論文において研究倫理への配慮が十分になされているか

[社会福祉学専攻]

修士論文については下記(1)~(15)の15項目を審査基準とし、研究課題修了報告書については下記(1)~(15)のうち(9)を(16)と差替えたものを審査基準とする。

- (1) 論文の形式・体裁が適切であるか
- (2) 先行研究を的確に踏まえているか
- (3) 研究目的は明確であるか
- (4) 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか
- (5) 研究目的に照らして研究方法是適切であるか
- (6) 使用されている概念・用語は適切であるか
- (7) 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか
- (8) 論理の展開には一貫性があるか
- (9) 考察および結論には新しい知見が含まれているか
- (10) 表題は内容を適切に表現しているか
- (11) 省略語・単位・数値は正確に表現されているか
- (12) 図表の体裁(タイトル・単位・形式)は整っているか
- (13) 図表は本文の説明と適合しているか
- (14) 研究倫理への配慮が十分になされているか
- (15) 口述試験における発表および質疑応答は的確であるか
- (16) 考察および結論には新しい知見もしくは実務的に有益な示唆が

含まれているか

(その他)

第6条 社会福祉学専攻の最終試験は、修士論文審査会において口述試験を課す。最終試験としての口述試験は、原則として社会福祉学専攻教員全員で実施する。論文と口述試験の総合評価で60点以上(100点満点)を合格とする。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則、明治学院大学学位規程および大学院要覧による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 2 この内規は、2022年4月1日から施行する。(第3条、第6条)なお、この内規は、2016年4月1日付で施行された「社会学研究科社会福祉学専攻修士論文審査基準細則」の条文を組み込み、一部を修正したものである。この改訂にあわせて同細則を廃止する。
- 3 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第5条の変更)
- 4 この内規は、2025年4月1日から施行する。(第3条の変更)
- 5 この内規は、2025年5月1日から施行する。(第4条の変更)
- 6 この内規は、2026年4月1日から施行する。(第1条の文言追加、第3条第2項の追加)

## 国際学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則及び明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格及び提出手続き)

第2条 修士学位論文を提出するときは、『明治学院大学大学院要覧』『修士学位論文』記載の規定に従う。但し、学位論文を提出する年度に実施される「研究発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、国際学研究科委員会において主査1名及び副査2名を決定し、この3名の審査委員が査読および口述試験を行い、総合評価で60点以上(100点満点)の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、国際学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の6項目を定める。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した先行研究が適切に検討されていること。
- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性と一貫性があること。
- (5) 当該研究領域において意義を有し、体系的と高い専門性を示すものであること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)

(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、国際学専攻の学位論文審査報告に基づき、国際学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院

学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 2 この内規は、2025年4月1日から施行する。(第2条の変更)

## 心理学研究科心理学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、心理学研究科心理学専攻博士前期課程における修士学位申請論文の提出手続きおよび審査手続きを定める。

(提出資格および提出手続き)

第2条 修士学位申請論文を提出する者は、当該年度末に博士前期課程を修了見込みであるか、提出時に2年以上在学し、春学期末に9月修了の見込みでなければならない。また「明治学院大学学位規程」、「明治学院大学研究倫理基準」および『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に基づき作成し、提出しなければならない。

(提出期限)

第3条 修士学位申請論文の提出期限は、学暦に定める。

(審査委員)

第4条 大学院心理学研究科心理学専攻の教員からなる主査1名と副査2名の教員3名が、修士学位申請論文の審査を行う。なお、原則として、主査は指導教員とする。

(審査基準)

第5条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した先行研究が適切に検討されていること。
- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性と一貫性があること。
- (5) 学術的な意義と社会的貢献が認められること。
- (6) 学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

(学位授与の議決)

第6条 修士学位授与の議決は、心理学研究科委員会において行う。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は2017年4月1日から施行する。
- 2 この内規は2022年4月1日から施行する。(第2条の変更、新第5条を追加、旧第5条以降を繰り下げ)

## 心理学研究科教育発達学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、心理学研究科教育発達学専攻修士課程における学位申請論文（以下、修士学位申請論文）の提出手続きおよび審査手続きについて定める。

(提出資格および提出手続き)

第2条 修士学位申請論文を提出する者は、当該年度末に修士課程を修了見込みであるか、提出時に2年以上在学し、春学期末に9月修了の見込みでなければならない。また「明治学院大学学位規程」、「明治学院大学研究倫理基準」および『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に基づき作成し、提出しなければならない。

(提出期限)

第3条 修士学位申請論文の提出期限は、学暦に定める。

(論文審査)

第4条 修士学位申請論文の審査は、教育発達学専攻所属の教員からなる主査1名、副査2名が行う。なお、原則として、主査は当該論文の指導教員とする。

(審査基準)

第5条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した先行研究が適切に検討されていること。
- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性と一貫性があること。
- (5) 学術的な意義と社会的貢献が認められること。
- (6) 学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

(学位授与の議決)

第6条 修士学位授与の議決は、教育発達学専攻会議の議を経て提出された学位論文審査報告に基づき、心理学研究科委員会において行う。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、2022年4月1日から施行する。(規程名称の変更、新第5条の追加、旧第5条以降の繰り下げ)

## 法と経営学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者が修士論文または特定課題研究成果報告書を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

(修士の性格)

第2条 修士は、高度専門職業人あるいは専門研究者として相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

(論文等の提出資格要件)

第3条 修士論文または特定課題研究成果報告書（以下「論文等」という）を提出するためには、2年以上在籍し、入学年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載される所定の単位を修得し、かつ授業科目「研究指導」（4単位）または「特定課題研究」（2単位）で必要な研究指導を受け、以下の要件を充たすことを要する。

- (1) 学位申請年度の学歴に則り、研究科委員会に論文等の論文題目（論題）を提出すること。
- (2) 2年次の7月に実施される「中間報告会」で報告すること。
- (3) 論文等を提出期限（修了年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載される。通例では、1月初旬）までに、提出すること。

2 論文等のいずれを提出するかは、2年次の履修登録時に選択しなければならない。

（審査の手続）

第4条 論文等を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程、明治学院大学研究倫理基準、および『明治学院大学大学院要覧』にもとづき作成し、提出しなければならない。

2 審査手続は、修了年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載されている日程で審査を行う。

（審査委員の選出）

第5条 審査委員は、原則として主査および副査（主査1名、副査2名）の審査委員が就任し、審査委員会を構成する。

2 審査委員会は、論文等の審査および口述試験を行い、その結果を文書をもって研究科委員会に報告する。

3 審査において不合格の場合は、指導教員の指導のもとで加筆・修正をして次年度に提出できる。

（学位授与基準を含む学位取得要件）

第6条 本研究科における学位（「修士（法と経営学）」）を取得するためには、以下の要件を充たさなくてはならない。

(1) 論文等が形式的要件を備えていること。

ア 修士論文の形式的要件

40,000字以上の日本語または22,000words以上の英語で書かれていること。ただし、英語で書くには、修士論文を提出しようとする者の希望に基づいて指導教員が理由を付して、当該学生の2年次4月下旬の修士論文題目届提出時まで、法と経営学研究科委員会に申請し同委員会の許可を得ることが必要である。

イ 特定課題研究成果報告書の形式的要件

20,000字以上の日本語で書かれていること。

- (2) 資格要件を満たして提出された論文等の学位審査を受けること。
- (3) 論文等の学位審査基準としては、当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握しかつ解明する能力を身に付け、高度専門職業人ないしは研究者としての資質があるかを審査する。具体的には、修士論文については下記アからキの7項目を審査基準とし、特定課題研究成果報告書については下記クからセの7項目を審査基準とし、アからカおよびクからスではそれぞれ「たいへん優れている（15点）」、「優れている（13点）」、「普通（10点）」、「あまり優れていない（7点）」、「優れていない（5点）」の5段階で評価し、キとセでは10点満点で評価する。その上で総合的に判断して評価する。この審査基準で合計60点以上を得ること。

（修士論文の審査基準）

ア 研究テーマの適切性

研究テーマが経営学または法学に関するものであるか（経営学と法学の双方の視点からの研究が必要なものであることが望ましい）、また、問題意識ならびに学術的または社会的な意義が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性

研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され、経営学的視点、法学的視点またはその双方の視点から、具体的かつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、さらに、明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的、実証的または学際的な見地から見て、注目すべき独自の価値が認められるか。

オ 形式・体裁の適切性

分量や記述（本文、注、図表、参考文献など）が充分かつ適切であり、本論の構成が首尾一貫しているか、また、結論が問題提起としての問いに答えるものとなっているかどうか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の豊富な知識、並びに関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントし、最大10点の得点を与える。

（特定課題研究成果報告書の審査基準）

ク 研究テーマの適切性

研究テーマが経営学または法学に関するものであるか（経営学と法学の双方の視点からの研究が必要なものであることが望ましい）、また、問題意識ならびに学術的、実務的または社会的な意義が明確であるか。

ケ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性

研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。研究テーマについて先行研究が乏しい場合、実態調査・アンケート調査・意識調査・面接調査を通じて研究対象の把握ができていないか。

コ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され、経営学的視点、法学的視点またはその双方の視点から、具体的かつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、さらに、明確に結論が導出されているか。

サ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的、実証的、実務的または学際的な見地から見て、独自の価値または有益な示唆が認められるか。

シ 形式・体裁の適切性

記述（本文、注、図表、参考文献など）や構成が適切であるか、また、結論が問題提起としての問いに答えるものとなっているか。

ス 知識の適切性

当該研究分野に関する十分な知識、並びに関連する研究分野の基礎的知識を有するか。経営学の問題に法学の知識・理論を、または法学の問題に経営学の知識・理論を用いていることが望ましい。

セ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントし、最大10点の得点を与える。

（得点）「普通（10点）」×6項目＝60点（論文等審査合格ライン）

「たいへん優れている（15点）」×6項目＋特記事項（最大10点）＝100点

（学位授与の議決）

第7条 学位授与の議決は、法と経営学研究科委員会及び運営委員会において行う。

2 前項の議決は、審査当日に行うことを原則とする。

(準用)

第8条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会および運営委員会において審議する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、法と経営学研究科運営委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 2 この内規は、2017年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、2018年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、2022年4月1日から施行する。(第1条から第6条の変更、第6条に第1号、第2号の追加)
- 5 この内規は、2023年4月1日から施行する。(第6条第1号の前に新第1号を追加、第1号と第2号の繰り下げ)
- 6 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第1条、第3条、第6条第1号および第3号の変更)
- 7 この内規は、2026年4月1日から施行する。(第3条第2項の追加)

## 2. 博士学位論文

### (1) 提出資格

大学院に所定の期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者。ただし、研究科において内規を定めている場合があるので、指導教員の指示に従うこと。

### (2) 「課程博士」の申請

#### a. 博士学位論文計画書の提出

本学学位規程9条によって博士学位論文を提出しようとする者は、必要な書類を添えて期限内に「博士学位論文計画書」（所定様式）を研究科委員長宛に提出しなければならない。

#### 【博士学位論文提出期日と博士学位論文計画書提出期日】（注1）

研究科・専攻	博士学位論文提出期日	博士学位論文計画書提出期日
文学研究科	10月末日または1月末日 芸術学専攻〔2015年度生まで〕：9月末日または1月末日	論文提出の1年前
国際学研究科	10月末日または1月末日	
経済学研究科 法学研究科	6月末日または10月末日	
社会学研究科(注3) 社会学専攻	6月末日または10月末日	論文提出前年度の10月末日(6月提出の場合) または当該年度の4月末日(10月提出の場合)まで
社会学研究科(注3) 社会福祉学専攻	5月末日または9月末日	論文提出前年度の10月末日(5月提出の場合) または当該年度の4月末日(9月提出の場合)まで
心理学研究科	11月末日または3月末日	論文提出の1年前

注1. 最長在学年限（6年）以内に学位を授与される必要があるため、原則として博士後期課程在学期間5年目までに博士学位論文を提出する必要がある。ただし、研究科によっては5年6ヶ月時点での提出も認める場合があるので、事前に連絡すること。なお、在学期間には休学期間は含まれない。

注2. 提出期日を間違えないよう十分注意し、提出にあっては指導教員と相談すること。

注3. 社会学研究科については、「博士学位論文計画書」とともに以下の書類を提出するものとする。

- ①指導教員の「博士論文提出承諾書」（書式任意）
- ②履歴書（様式任意）
- ③博士論文提出資格審査申請書（書式任意）

注4. 単位修得満期退学者であって博士後期課程入学後の在学期間が6年以内の者は、再入学する前年度の各研究科が指定する提出期日までに「博士学位論文計画書」を提出しなければならない。

注5. 詳細については大学院事務室に問い合わせること。

#### b. 博士学位論文の提出

「課程博士」の学位を申請する者は、博士学位論文とともに次の書類を当該研究科を経て学長に提出しなければならない。

1. 博士論文審査願（所定様式）
2. 博士論文目録（所定様式）
3. 学位論文
4. 論文要旨（日本語・英語 ただしフランス文学専攻はフランス語）
5. 履歴書（所定様式、書ききれない場合任意の様式でも可）
6. 大学院博士後期課程修了予定者記録（学位記作成用の所定様式）
7. 博士論文提出記録（所定様式）
8. 研究業績目録（社会学研究科のみ）
9. 博士学位申請論文公正に関する誓約書

### (3) 論文および論文要旨の作成様式

#### a. 和文で作成する場合

1. 文書作成ソフトを用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、用紙左側に3cmの余白をあける。
3. 横書きとし40字×40行とする（ただし芸術学専攻は縦書きも認める）（ただし経済学専攻と経営学専攻は40字×25行）。

b. 外国語で作成する場合

(英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、経営学専攻、法律学専攻、国際学専攻、心理学専攻：英語)

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用する。
3. フォントはTimes New Romanでサイズは12ポイントとし、行数は1ページ25行の設定とする。天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。

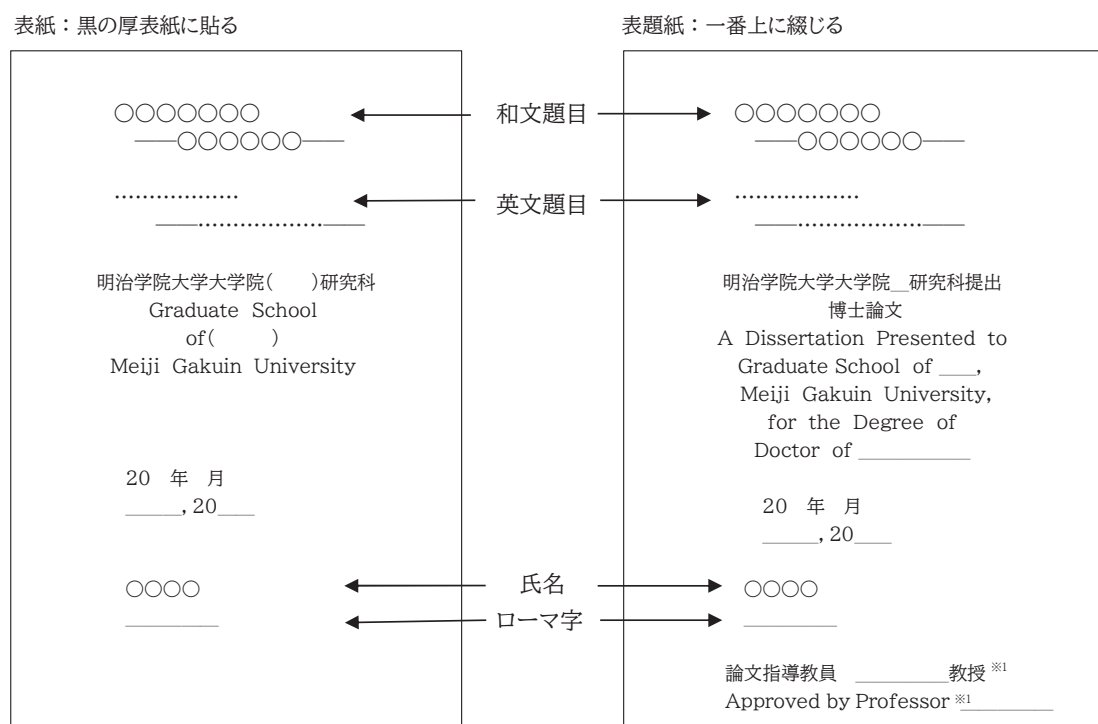
(フランス文学専攻：フランス語)

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用する。
3. 1ページ25行程度で、天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。

c. 作成部数と表紙、表題紙の要領

1. 論文

3部を用意し論文の表紙は、黒の厚表紙（綴込表紙、2穴）を使用したひも綴じ製本とし、以下の様式とする。



※1教員の職位に応じて記入  
 教授 Professor  
 准教授 Associate Professor  
 専任講師 Junior Associate Professor

2. 論文要旨

日本語と英語（フランス文学専攻は日本語とフランス語）で3部作成する。

日本語の論文要旨の字数は8,000字以内とする（英語・フランス語の字数は特に定めない）。論文要旨の表紙は、論文表紙の題目（日本語）欄の下に「論文要旨」と明記したものとする。

## 文学研究科英文学専攻博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位（課程博士）を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（博士学位論文の提出資格要件）

第2条 学位論文の提出予定者は、『明治学院大学大学院要覧』の規定に基づき、論文提出年度において博士後期課程に3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ研究指導の科目を12単位以上修得しているか修得見込みであり、入学後の在学期間が6年以内の在学者とする。ただし、3編以上博士準備論文を発表した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって、博士後期課程在学年限6年以内でかつ退学後5年以内の者も、論文提出年度において在学（再入学）し、同様の条件を満たせば提出資格を有する。

（論文計画書の提出）

第3条 学位論文の提出予定者は、論文提出期限（10月末日または1月末日）の1年前までに担当指導教員の同意を得た上で、所定の論文計画書（大学院要覧当該箇所参照）を英文学専攻主任を通じて研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があった時は、英文学専攻主任は英文学専攻会議での報告と承認を経て、直近の文学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

（学位論文提出期限）

第4条 学位論文提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日または1月末日のいずれかとする（選択結果を論文計画書に明記する）。

（論文計画書以外の必要書類提出）

第5条 論文計画書以外の必要書類提出にあたっては、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

（論文原稿提出および予備審査）

第6条 論文計画書の承認を受けた者は、論文提出期限の3か月前（10月提出予定者は7月末、1月提出予定者は10月末）までに提出予定の完成原稿（英語）3部および論文要旨（英語と日本語）3部を担当指導教員を通じて予備審査委員に提出し、予備審査を受けなければならない。予備審査委員の判断に基づき英文学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文を最終的に提出できる。予備審査委員は担当指導教員が中心となって構成され、英文学専攻会議の承認を受けなければならない。予備審査委員の人数は任意とする。

（論文の作成様式）

第7条 学位論文の執筆言語は英語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

（審査期間）

第8条 10月末日提出の論文については翌年の2月中旬までに、1月末日提出の論文については5月末日までに審査を終了しなければならない。

（審査員の選出および審査報告）

第9条 専門審査委員は、学位論文が最終的に提出され、学長より審査付託を受けたのち、英文学専攻会議において選出され、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。専門審査委員は、主査1名および副査2名の3名で構成する。審査は口述試験を行ったのち専門審査委員が、その結果を、英文学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

（学位審査基準）

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

(1) 研究テーマ及び問題設定が明確であり、高度な学術的な意義を有していること。

(2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。

(3) 適切な研究方法によって、先行研究・データ・例文・資料等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。

(4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。

(5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が充分であること。

(6) 研究倫理を順守していること。（明治学院大学研究倫理基準参照）

(7) 学位論文としての形式を備えていること。

（学位授与の議決）

第11条 学位授与の議決は、英文学専攻の学位論文審査報告に基づき、10月末日提出の論文については翌年の3月に開催される文学研究科委員会において、1月末日提出の論文については6月に開催される文学研究科委員会においてなされることを原則とする。

（準用）

第12条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

（改廃）

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

## 文学研究科フランス文学専攻博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位（課程博士）を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（博士学位論文の提出資格要件）

第2条 学位論文の提出予定者は、論文提出年度において博士後期課程に3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ特別演習12単位、研究実習2単位を含め16単位以上修得しているか修得見込みであり、入学後の在学期間が6年以内の在学者とする。ただし、2編以上の学術論文を発表した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって、博士後期課程在学年限6年以内でかつ退学後5年以内の者も、論文提出年度において在学（再入学）し、同様の条件を満たせば提出資格を有する。

（論文計画書の提出）

第3条 学位論文の提出予定者は、論文提出期限（10月末日または1月末日）の1年前までに担当指導教員の同意を得た上で、所定の論文計画書（大学院要覧当該箇所参照）をフランス文学専攻主任を通じて研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があった時は、フランス文学専攻主任はフランス文学専攻会議での報告と承認を経て、直近の文学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

（学位論文提出期限）

第4条 学位論文提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日または1月末日のいずれかとする（選択結果を論文計画書に明記する）。

（論文計画書以外の必要書類提出）

第5条 論文計画書以外の必要書類提出にあたっては、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

（論文原稿提出および予備審査）

第6条 論文計画書の承認を受けた者は、論文提出期限の3か月前（10月提出予定者は7月末、1月提出予定者は10月末）までに提出予定

の原稿（日本語またはフランス語）3部および論文要旨（フランス語と日本語）3部を担当指導教員を通じて予備審査委員に提出し、予備審査を受けなければならない。予備審査委員の判断に基づきフランス文学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文を最終的に提出できる。予備審査委員は担当指導教員が中心となって構成され、フランス文学専攻会議の承認を受けなければならない。予備審査委員の人数は任意とする。

（論文の作成様式）

第7条 学位論文の執筆言語は日本語またはフランス語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

（審査期間）

第8条 10月末日提出の論文については翌年の2月中旬までに、1月末日提出の論文については5月末日までに審査を終了しなければならない。

（審査員の選出および審査報告）

第9条 専門審査委員は、学位論文が最終的に提出され学長より審査付託を受けたのち、フランス文学専攻会議において選出され、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。専門審査委員は、主査1名および副査2名の3名で構成する。審査は口述試験を行ったのち専門審査委員が、その結果を、フランス文学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

（学位審査基準）

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマ及び問題設定が明確であり、高度な学術的な意義を有していること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・関連資料・各種データ等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。（明治学院大学研究倫理基準参照）
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

（学位授与の議決）

第11条 学位授与の議決は、フランス文学専攻の学位論文審査報告に基づき、10月末日提出の論文については翌年の3月に開催される文学研究科委員会において、1月末日提出の論文については6月に開催される文学研究科委員会においてなされることを原則とする。

（準用）

第12条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

（改廃）

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

## 文学研究科芸術学専攻博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位（課程博士）を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（博士学位論文の提出資格要件）

第2条 学位論文の提出予定者は、論文提出年度において博士後期課程に3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ研究指導の科目8単位を含む16単位以上修得または修得見込みであり、入学後の在学期間が6年以内の在学者とする。ただし、学会誌・学術誌に単著論文2編以上が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって、博士後期課程在学年限6年以内でかつ退学後5年以内の者も、論文提出年度において在学（再入学）し、同様の条件を満たせば提出資格を有する。

（論文計画書の提出）

第3条 学位論文の提出予定者は、論文提出期限（10月末日または1月末日）の1年前までに担当指導教員の同意を得た上で、所定の論文計画書（大学院要覧当該箇所参照）を、芸術学専攻主任を通じて研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があった時は、芸術学専攻主任は芸術学専攻会議での報告と承認を経て、直近の文学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

（学位論文提出）

第4条 学位論文提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日または1月末日のいずれかとする（選択した期限を論文計画書に明記すること）。

（論文計画書以外の必要書類提出）

第5条 論文計画書以外の必要書類提出にあたっては『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

（論文原稿提出および予備審査）

第6条 論文計画書の承認を受けた者は、論文提出期限の3か月前（10月提出予定者は7月末、1月提出予定者は10月末）までに提出予定の原稿（日本語または英語）3部および論文要旨（英語と日本語）3部を担当指導教員に提出し、同教員が委員長として組織する予備審査委員会による審査を受けなければならない。同委員会の判断に基づき芸術学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文の正式な提出が可能となる。

（論文の作成様式）

第7条 学位論文の執筆言語は日本語または英語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

（審査期間）

第8条 10月末日提出の論文については翌年の2月初旬までに、1月末日提出の論文については5月末日までに審査を終了しなければならない。

（審査委員の選出および審査委員会の構成）

第9条 学位論文が提出され学長より審査付託を受けたのち、芸術学専攻会議は、専門審査委員会を組織する。同委員会は、主査1名および副査2名以上で構成する。委員会の構成は、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。

（学位審査基準）

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であり、高度の専門性と学術的意義を有していること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、作品・関連資料・先行研究等を的確に分析・精査・考察していること。
- (4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が充分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。（明治学院大学研究倫理基準参照）

(7) 学位論文としての形式を備えていること。

(審査結果の報告)

第11条 専門審査委員会は、論文の審査および口述試験を経たのち、その結果を、芸術学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第12条 学位授与の議決は、専門審査委員会の学位論文審査報告に基づき、10月末日提出の論文については翌年の3月初旬に開催される文学研究科委員会において、1月末日提出の論文については6月に開催される文学研究科委員会においてなされることを原則とする。

(準用)

第13条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第14条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。ただし、2016年度入学者より適用とする。

2 この内規は、2025年4月1日から施行する。(第2条の変更)

## 経済学研究科博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、大学院博士後期課程在学者が課程博士（明治学院大学学位規程に基づく）学位申請論文を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

(課程博士論文の性格)

第2条 博士の学位（課程博士）は、長年にわたる研究の集大成とは限らず、専門研究者として出発するに相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

(課程博士学位論文の提出資格要件)

第3条

[経済学専攻]

学位論文を提出する者は、博士（後期）課程に2年以上在学し、かつ研究指導を受け、「予備審査」に合格した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士（後期）課程入学後6年以内の者に対しても本内規を適用する。なお、学位（請求）論文は、学術書もしくは学術書を構成するに足る論文とする。ただし、レフエリー付掲載論文1編、またはそれに準ずる公刊論文1編を含むものとする。

[経営学専攻]

学位論文を提出する者は、博士（後期）課程に2年以上在学し、かつ研究指導を受け、「予備審査」に合格した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士（後期）課程入学後6年以内の者に対しても本内規を適用する。なお、学位（請求）論文は、学術書もしくは学術書を構成するに足る論文とする。

(学位論文提出期限)

第4条 学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、6月末日または10月末日のいずれかとする（選択結果を次号に定める「課程博士論文計画書」に明記する）。

(予備審査)

第5条 予備審査に関しては、以下の項目を定める。

(1) 学位論文を提出する者は、学位論文提出期限の各提出期日までの2カ月以前の適当な期日に、予備審査を受けなければならない。

い。

(2) 予備審査は、審査委員会（主査1名および副査2名以上で構成）の立会いの下、公開形式（研究科委員会の構成員および院生が参加可能）で行われる。

(3) 予備審査の審査委員会は、専門性を考慮の上、経済学研究科所属の教授3名で構成する。ただし、必要に応じて増員し、経済学研究科所属の教授以外の者（他の大学院または研究所等の教員等を含む）に委嘱することができる。審査委員の中には指導教授を含むものとする。審査委員は、当該専攻会議を経て研究科委員会において選出される。この議を経て、審査委員会が構成される。

(最終審査)

第6条 最終審査に関しては、以下の項目を定める。

(1) 予備審査に合格した者のみが、最終審査へ進むことができる。

(2) 最終審査は審査委員会の立会いの下、公開形式（研究科委員会の構成員が参加可能）で行われる。審査委員会は、予備審査の審査委員が就任することとする。

(3) 審査委員会は、学位申請論文の審査、および口述試験を行い、その結果を文書をもって研究科委員会に報告する。

(審査基準)

第7条 予備審査および最終審査は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

(1) 予備審査

予備審査は、提出された論文が、課程博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みについて審査をするものとし、必要があれば、審査委員より論文内容に関する疑問や助言などの提示をおこない、指導主査を通じて論文の修正に係る指導がおこなわれる。ただし、審査は、公開口頭諮問の形で、面接口述試験をおこなう。

(2) 最終審査

最終審査は、予備審査後に提出された「課程博士論文」が課程博士の学位を授与するにふさわしいものかどうかについて審査するものとし、公開口頭諮問の形で、面接口述試験をおこなう。

(3) 審査基準

予備審査と最終審査は、具体的には以下のア～キ（7項目）を審査基準とし、ア～カはそれぞれ「たいへん優れている（15点）」、「優れている（13点）」、「普通（10点）」、「あまり優れていない（7点）」、「優れていない（5点）」の5段階で、キは最大10点で評価する。100点満点で60点以上を合格とする。

ア 研究テーマの適切性

研究テーマの設定が学術的・社会的意義および貢献が明確に意識され、申請された学位に対して妥当であり、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性

研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され具体的なかつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、更に明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的・実証的見地から見て、論文が注目すべき独自の価値が認められ、学会への貢献が果たされているか。

オ 論文の形式・体裁の適切性

論文の分量や記述（本文、図表、引用、参考文献など）が充分かつ適切であり、学術論文として本論の構成が首尾一貫

しているか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の知識、および関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。

(予備審査・最終審査の手続き・審査期間)

第8条 予備審査および最終審査の手続きに関しては、以下の項目を定める。

- (1) 学位申請論文を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程、明治学院大学研究倫理基準、および『明治学院大学大学院要覧』に基づき、提出期限の1年前までに指導教授の同意の上で、「課程博士論文計画書」を当該専攻会議を経て経済学研究科委員長に対して提出しなければならない。
- (2) 「課程博士論文計画書」の提出があったときは、研究科委員長はすみやかに研究科委員会に報告し、当該専攻主任に口頭で予備審査の依頼をしなければならない。
- (3) 原則として指導教授の推薦を必要とする（「課程博士論文計画書」に含む）が、推薦を得られない場合（例：疾病、海外在住、退職等々）、該当事情を勘案し、研究科委員会において審議する。
- (4) 予備審査で合格し、最終審査を受ける院生より提出された「課程博士論文」に関して、審査委員会は6月末日提出の論文については12月末日までに、10月末日提出の論文については翌年4月末日までに審査を終了しなければならない。
- (5) 審査委員会は、審査後直ちに研究科委員長に「審査報告書」を提出する。研究科委員長は当該専攻主任に専攻会議開催を要請し、専攻主任は専攻会議での審議・承認を経て、審議結果を研究科委員長に報告する。その後、研究科委員長は、研究科委員会を開催し、先の「審査報告書」に基づき、研究科委員会（研究科委員会の構成員数3分の2以上の出席者数により成立）は学位授与の可否を出席者数の3分の2以上の賛成により決定する。そして、研究科委員長は、学長に報告、学長が学位を授与する。
- (6) 「審査報告書」は、研究科委員長宛で作成・提出するが、その際、主査および副査の署名・押印と共に、論文の講評を掲載する必要がある。様式は特に定めないが、過去の「審査報告書」を参考にして作成することが望ましい。
- (7) 審査において不合格の場合は、次年度に提出できる。その際、提出された「課程博士論文計画書」の有効期間は提出可能年限まで延長できるものとする。

(学位授与の議決)

第9条 学位授与の議決は、6月末日提出の論文については翌年の1月に開催される研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年5月に開催される研究科委員会において行うことを原則とする。

(準用)

第10条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会において審議する。

(規程の改廃)

第11条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、「学位請求論文(課程博士)審査に関わる内規」(2003年4月1日施行、2008年4月1日及び2010年4月1日改正)を条文形式に改めたものである。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 3 この内規は、2020年4月1日から施行する。(第5条 予備審査の変更)
- 4 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第3条の変更)
- 5 この内規は、2026年4月1日から施行する。(第1条、第5条、第

6条の変更、第7条の追加、第8条から第11条の条番号の繰り下げ、第8条、第9条の変更および第11条条表題の変更)

## 社会学研究科博士学位（課程博士・論文博士） 申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程（以下「学位規程」という）に基づき、博士学位申請論文を審査する際社会学研究科（以下、本研究科という）における手続きおよび審査基準について定める。

(博士学位の性格)

第2条 博士の学位は、専門研究者として相応しい研究成果に対して授与するものとする。

論文博士は、博士後期課程修了者と同等以上の学力および識見があり、かつ社会学／社会福祉学領域における研究者として相応しい研究成果を有し、博士学位申請論文（論文博士）の審査に合格したのに対して授与する。

(博士学位申請論文の提出資格要件)

第3条 博士学位申請論文の提出資格要件は以下のとおりとする。

(1) 課程博士

博士学位申請論文（以下、博士論文とする）を提出できる者は、以下の二つのうち、いずれかの要件を満たす者とする。

ア 論文提出年度において、博士後期課程に入学後3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ必要単位を修得または修得見込みの者で、入学後の在学期間が6年以内の在学中の者。

イ 論文提出年度において、博士後期課程入学後3年以上在学し、必要単位を修得または旧規定（学則）において必要な研究指導を受けたのみで退学した者で、論文提出年度において在学（再入学）し、入学後の在学期間が6年以内の者。ただし、再入学して必要単位を修得見込みの者を含む。

(2) 論文博士

論文を提出できる者は、本研究科において博士の学位の取得を希望する者とする。ただし、論文審査の段階で、「明治学院大学学位規程」第8条の2および第12条に従い、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

(博士学位申請論文の提出要件)

第3条の2 博士学位申請論文の提出にかかわる基準は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

(1) 課程博士

論文提出時まで、2名以上の査読者のいる学会誌（日本学術会議に登録されている学協会等が発行する学術誌あるいは社会学専攻会議が認めた学術誌）に単著論文2編以上（共著論文の場合には筆頭著者であること）が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者（掲載決定証明書類を提出すること）。

なお2編のうち1編は明治学院大学社会学研究科発行の「社会学専攻紀要」の論文でもよい。

(2) 論文博士

ア 論文審査の段階で、「明治学院大学学位規程」第8条の2および第12条に従い、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

イ 2名以上の査読者のいる学会誌（日本学術会議に登録されている学協会等が発行する学術誌あるいは社会学専攻会議が認めた学術誌）に単著論文2編以上（共著論文の場合には筆頭著者であること）が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者（掲載決定証明書類を提出すること）。

[社会福祉学専攻]

(1) 課程博士

論文提出時まで、2名以上の査読者のいる学会誌・学術誌に提出論文に関連する単著論文1編以上（共著論文の場合には筆頭著者であるものを認めることがある）が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者（掲載決定証明書類を提出すること）。

(2) 論文博士

論文提出時まで、2名以上の査読者のいる学会誌（学協会等が発行する学術誌）に提出論文に関連する単著論文2編以上（共著論文の場合には筆頭著者であること）が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者（掲載決定証明書類を提出すること）。

(3) 課程博士・論文博士とも、上記に定める以外の文献を論文提出の要件として、社会福祉学専攻会議の議を経て、認めることがある。

（博士論文の提出準備）

第4条 博士論文の提出準備については以下のとおりとする。

(1) 課程博士

ア 本内規第3条(1)アの資格要件によって論文を提出しようとする者は、論文提出予定年度の前年度10月末日（社会学専攻においては6月に提出する場合、社会福祉学専攻においては5月に提出する場合）または当該年度4月末日（社会学専攻においては10月に提出する場合、社会福祉学専攻においては9月に提出する場合）までに、以下の書類を、社会学研究科委員長（以下「研究科委員長」という）に提出するものとする。

(ア) 指導教員の「博士論文提出承諾書」（以下「承諾書」という）

書式任意とするが、指導経過の概要・推薦事由・申請承諾を含むものとする。

(イ) 「博士学位論文計画書」（以下「計画書」という）

書式は任意とするが、第5条第2項に定める論文の提出期限を明記し、テーマ・内容・方法等を5000～8000字程度でまとめたもの。

(ウ) 履歴書（書式任意）

(エ) 博士論文提出資格審査申請書（書式任意）

イ 本内規第3条(1)イの資格要件によって論文を提出しようとする者は、再入学する前年度の10月末日までに、以下の書類を、研究科委員長宛てに提出するものとする。

(ア) 在職する前指導教授の承諾書（書式等前号に同じ）

ただし、退職等の事由により、前指導教授の承諾書が得られない場合は、その旨の理由書（計画書提出者による任意の書式）の添付をもって替えることができる。

(イ) 計画書（書式等前号に同じ）

(ウ) 履歴書（書式任意）

(エ) 博士論文提出資格審査申請書（書式任意）

ウ 研究科委員長は、本項アにより計画書等の提出があったときは、社会学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）にその旨を報告し、本項イにより計画書の提出があった時は、計画書提出者の再入学および計画書等について研究科委員会に諮り、いずれの場合も承認を得なければならない。

(2) 論文博士

論文博士の審査申請手続きは、各専攻で定める。

[社会学専攻]

学位申請論文（論文博士）を提出しようとする者は、提出日の半年前までに「博士論文計画書」を社会学研究科委員長に提出しなければならない。社会学研究科委員長からその報告を受けて、社会学専攻主任は、提出後3ヶ月以内に社会学専攻会議において、当該論文の審査申請を受け付けることについて審議しなければならない。なお、社会学専攻に、提出される論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な3人以上の専任教員がいることが予備審査委員会設置の条件となる。

[社会福祉学専攻]

ア 学位申請論文（論文博士）を提出しようとする者は、主査を希望する教授の同意の上で、提出日の半年前までに「博士論文計画書」を社会学研究科委員長に提出しなければならない。

イ 博士論文計画書の提出があったときは、社会学研究科委員長はすみやかに社会福祉学専攻主任に報告しなければならない。

ウ 上記報告を受けて、社会福祉学専攻主任は、社会福祉学専攻会議において、当該論文の審査申請を受け付けることについて審議しなければならない。なお、社会福祉学専攻に、提出される論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な3人以上の専任教員がいることが承認の条件となる。

エ 社会福祉学専攻主任は、社会福祉学専攻会議での審議結果を社会学研究科委員会に報告し、当該論文の審査申請を受け付けることについて、社会学研究科委員会で承認を得なければならない。

（博士論文の提出）

第5条 博士論文の提出は以下によるものとする。

(1) 課程博士

ア あらかじめ提出した計画書に明記された期限に論文を提出しようとする時は、以下の書類を研究科委員長宛てに提出するものとする。

(ア) 博士論文審査願（大学院所定の用紙）1通

(イ) 論文目録（大学院所定の用紙）1通

(ウ) 論文（仮製本）3通

(エ) 論文要旨（邦文8000字程度、英文500語程度）3通

(オ) 履歴書（大学院所定の書式）3通

(カ) 研究業績目録（大学院所定の書式）3通

(キ) 博士論文提出記録（大学院所定の用紙）1通

(ク) 大学院博士後期課程修了予定記録（大学院所定の用紙）1通

イ 論文の提出期限

論文の提出期限は、各専攻で定める。

[社会学専攻] 毎年度、6月末日または10月末日のいずれかとする。

[社会福祉学専攻] 毎年度、5月末日または9月末日のいずれかとする。

(2) 論文博士

以下の書類に、審査料を添えて、研究科委員長宛てに提出するものとする。

ア 博士論文審査願（大学院所定の用紙）1通

イ 学位申請書（大学院所定の用紙）1通

ウ 論文目録（大学院所定の用紙）1通

エ 論文（仮製本）3通

オ 論文要旨（邦文8000字程度、英文500語程度）3通

カ 履歴書（大学所定の書式）3通

（論文の審査）

第6条 論文の審査は以下によるものとする。

(1) 予備審査

ア 課程博士

予備審査については、各専攻で定める。

[社会学専攻]

博士の学位授与の要件を満たした者は、予備審査を経ずに、論文提出を行う。

[社会福祉学専攻]

論文提出の準備を経て、論文の提出があったときは、研究科委員長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。予備審査委員会は、提出された論文が博士論文審査の対象となるかどうかを1ヶ月以内に判断し、研究科委員会に報告しなければならない。予備審査に合格した場合は、明治学院大学学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

## イ 論文博士

論文博士の審査を希望する者の論文の提出があったときは、研究科委員長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。予備審査委員会は、第5条(2)で提出された書類を検討し、提出された論文が博士論文審査の対象となるかどうかを3ヶ月以内に判断し、研究科委員会に報告しなければならない。

予備審査に合格した場合は、学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

## (2) 専門審査委員会の設置

ア 論文の提出があったとき、研究科委員長は、速やかに研究科委員会に諮り、学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

(ア) 専門審査委員は、各専攻教員のなかから主査1名と副査2名を選出する。なお、課程博士においては、主査は指導教員以外の教授とし、副査の1名は指導教員とする。社会学専攻においては、副査の1名を社会学専攻もしくは社会学研究科以外の者（他の大学院の教員等を含む）に依頼することがある。

(イ) 社会学専攻会議で、必要と認めるときは、前項の委員に加えて、外部評価委員として、社会学専攻もしくは社会学研究科以外の者（他の大学院の教員等を含む）に依頼することがある。

イ 研究科委員長が必要と認めるときは、次項に定める審査期間中であっても、学位規程第13条2項に基づき、研究科委員会の承認を得て、審査委員の変更あるいは追加等を行うことができる。

## (3) 審査期間

ア 課程博士

審査期間は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

専門審査委員会は、6月末日提出の論文については翌年の1月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了し、その結果は文書をもって研究科委員会に報告する。なお、在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに審査を終了するものとする。

[社会学専攻]

専門審査委員会は、5月末日提出の論文については翌年の1月末日までに、9月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了し、その結果は文書をもって研究科委員会に報告する。なお、在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに審査を終了するものとする。

イ 論文博士

専門審査委員会は、委員会設置から6ヶ月以内に論文審査を完了し、その結果は文書を持って研究科委員会に報告する。

## (4) 審査の手続き

ア 課程博士

審査委員会は、審査期間内に論文提出者に対する論文の修正指導、非公開の口述試問などを適宜実施し、審査を行う。この段階で、提出された論文が学位論文として適切な内容であると判断した場合は、最終試験を実施する。最終試験は公開による口述試問とする。審査委員会は、それらの審査の最終結果を研究科委員会に文書をもって報告する。

イ 論文博士

審査委員会は、審査の結果、提出された論文が学位論文として適切な内容であると判断した場合は、最終試験を実施する。最終試験は公開による口述試問とする。専門審査委員会は、それらの審査の最終結果を研究科委員会に文書をもって報告する。

## (5) 審査基準

以下を審査基準の指標とする。

[社会学専攻]

- (ア) 博士論文に相応しい形式が備わっているか
- (イ) 論文題目および英文アブストラクトなどの梗概において研究内容が的確に表現されているか
- (ウ) 主題の設定が専門分野の学術的研究として適切であるか
- (エ) 問題意識が明確であり、また論文全体を通して一貫しているか
- (オ) 論文全体の流れが研究内容に対して適切に構成されているか
- (カ) 研究の内容に独自性および高度な専門性があるか
- (キ) 研究方法は妥当かつ適切であるか
- (ク) 問題提起から研究結果または結論に至るまでの論証プロセスにおいて飛躍や漏れ、欠陥はないか
- (ケ) 先行研究や関連研究を十分に踏まえているか
- (コ) 術語の創出・用法が適切であるか、また文章表現が博士論文にふさわしい水準に達しているか
- (サ) 口述試験における発表と質疑応答の練度が博士の学位にふさわしい水準に達しているか
- (シ) 調査研究・事例研究の場合には、研究倫理委員会等の承認を得ているか
- (ス) 論文において研究倫理への配慮が十分になされているか

[社会学専攻]

- (ア) 論文の形式・体裁が適切であるか
- (イ) 先行研究を的確に踏まえているか
- (ウ) 研究目的は明確であるか
- (エ) 社会学の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか
- (オ) 研究目的に照らして研究方法は適切であるか
- (カ) 使用されている概念・用語は適切であるか
- (キ) 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか
- (ク) 論理の展開には一貫性があるか
- (ケ) 考察および結論には新しい知見および注目すべき独自の価値が含まれているか
- (コ) 表題は内容を適切に表現しているか
- (サ) 省略語・単位・数値は正確に表現されているか
- (シ) 図表の体裁（タイトル・単位・形式）が整っており、また図表は本文の説明と適合しているか
- (ス) 研究倫理への配慮が十分になされているか
- (セ) 口述試験における発表および質疑応答は的確であるか
- (ソ) 論文の内容から、学位審査論文の提出者が独立して研究する能力を十分に有していることが示されているか

(学位授与の議決)

第7条 学位授与の議決は以下によるものとする。

## (1) 課程博士

学位授与の議決は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、原則として、6月末日提出の論文については翌年2月、10月末日提出の論文については翌年7月の研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに学位授与についての議決を行うものとする。

[社会学専攻]

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、原則として、5月末日提出の論文については翌年2月、9月末日提出の論文については翌年7月の研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに学位授与についての議決を行うものとする。

## (2) 論文博士

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、3ヶ月以

内に研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。

### (3) 学位授与の議決

学位授与の議決は、学位規程第15条に従い、当該研究科所属の教授の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。投票は無記名によって行う。

(学位の授与)

第8条 合格者に対する学位の授与は、以下によるものとする。

[社会学専攻]

合格者に対する学位の授与は、原則として、6月末日提出の論文については翌年3月、10月末日提出の論文については翌年9月にこれを行う。在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年3月に学位の授与を行う。

ただし、論文博士の場合は、審査終了後1年以内に学位授与を行う。

[社会福祉学専攻]

合格者に対する学位の授与は、原則として、5月末日提出の論文については翌年3月、9月末日提出の論文については翌年9月にこれを行う。在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年3月に学位の授与を行う。

ただし、論文博士の場合は、審査終了後1年以内に学位授与を行う。

(準用)

第9条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 1992年1月29日決定・1992年4月1日施行
- 2 1997年4月1日改正・1997年4月1日施行
- 3 2002年7月10日改正・2003年4月1日施行
- 4 2004年3月10日改正・2004年4月1日施行
- 5 2006年2月18日改正・2006年4月1日施行
- 6 2009年2月18日改正・2009年2月18日施行
- 7 2009年6月18日改正・2009年6月18日施行
- 8 2009年11月18日改正・2009年11月18日施行
- 9 2011年12月14日改正・2011年12月14日施行
- 10 2013年1月9日改正・2013年1月9日施行
- 11 2015年11月11日改正・2015年11月11日施行
- 12 2016年3月9日改正社会学研究科委員会承認
- 13 この内規は、2016年6月24日から施行する。なお、この内規は社会学研究科委員会の承認を経て1992年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。
- 14 この内規は、2018年4月1日から施行する。(第4条、第5条、第6条)
- 15 この内規は、2019年4月1日から施行する。(第7条、第8条)
- 16 この内規は、2022年4月1日から施行する。(第3条第3号の削除、第3条の2の追加、第4条2号、第6条1号2号の変更)なお、この内規は、2016年4月1日付で施行された内部細則の条文を組み込み、一部を修正したものである。この改訂にあわせて「社会学研究科社会学専攻博士論文提出に関する細則」ならびに「社会学研究科社会福祉学専攻博士論文提出に関する細則」を廃止する。
- 17 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第6条第5号の変更)

## 法学研究科博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程(以下、「学位規程」という)

第8条第1項に規定する課程博士につき法学研究科における学位申請論文の審査手続を定める。

(課程博士学位論文の審査委員の資格要件)

第2条 学位申請論文が提出された場合には、学位申請論文を審査するため、論文提出期限の翌月に開催される法学研究科委員会において、審査委員会の委員を選出する。

2 審査に当たる委員は、主査1名、副査2名(事情により、若干名を追加することができる)によって構成される。

3 主査は、教授とする。指導教授は、主査となることができる。副査は、教授または准教授とする。

(審査期間等)

第3条 学位申請論文の審査委員会は、6月末日提出の論文については翌年の2月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了しなければならない。

2 審査委員は、学位申請論文の写しを受け取ってから、それを熟読・吟味し、2ヶ月以内に、第1回の審査委員会を開催する。

3 前項の審査委員会での検討に際しては、学位申請論文提出者の出席を求め、論文の概要・要旨を15分以内で、口頭で報告させ、疑問点等について質疑応答を行う。

4 審査委員会は、前項の質疑を踏まえて、学位申請論文が博士論文として合格の可能性があるかどうかを検討し、合格の可能性があると認められた場合には、主査を中心として、次条の審査報告書(案)の作成を行う。

5 合格の可能性がないと認められた場合には、その旨を法学研究科委員長に報告し、審査結果報告書を作成するか、学位申請論文の提出者に論文の提出を取り下げを勧告するかの方針を決定する。

(審査結果報告書(案)の作成)

第4条 学位申請論文の写しを受け取ってから4ヶ月以内に、第2回の審査委員会を開催し、主査を中心として作成した審査結果報告書(案)を検討し、合意が得られた場合には、主査が、その概要を法学研究科委員会に報告する。

2 審査報告書(案)の作成に際しては、博士論文として以下の各号に規定する形式基準、実質基準を満たしているかどうかを検討しなければならない。

(1) 形式基準

ア 論文の概要が和文と英文の両方で添付されていること。

イ 論文の容量が十分な量を持つこと(原則として、和文の場合は2万字、英文の場合は10,000wordsを超えていること)。

ウ 論文の目次について、問題の提起、本論、結論の形式を踏まえていること。

エ 文献の引用が、適宜な引用形式を踏まえていること。

(2) 実質基準

ア 論文が先行業績(主要な学説(内外の文献も含む)、判例等)を踏まえたものとなっていること。

イ 先行業績は、論文のテーマについて、どのような考え方をしてきたのかを、外国文献、判例を含む新しい資料、または、新しい問題意識に基づいて明らかにしていること。

ウ 論文の構成・構造が問題の解決に適していること。

エ 著者の意図が十分実現されていること、および、問題提起の問いに、結論が、その答えを示すものとなっていること。

オ 論文が学界に貢献するものとなっていること。すなわち、従来の定説をくつがえすものであるか、または、よりよい説明をもたらすものとなっていること。

カ 論文の内容から、学位申請論文の提出者が、独立して研究する能力を十分に有していることが示されていること。

3 以上の審査結果報告(案)に基づいて、法学研究科委員会は可否を決定し、学位申請論文の提出者に対して口述試験へと進めるかどうかを過半数の議決をもって決定する。

(口述試験)

第5条 口述試験は、6月末日提出の論文については翌年の3月に開催される法学研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年7月または9月に開催される法学研究科委員会において、過半数の出席の下で行う。

2 口述試験においては、学位申請論文の提出者が10分～15分の論文趣旨の説明を行い、これに基づいて、審査委員との質疑応答、その他の委員からの質疑応答を行う。

3 口述試験の可否は、上記の手の後、法学研究科委員会の出席委員の投票によって決定する。合格するためには、3分の2以上の賛成多数を必要とする。

(審査報告書の作成)

第6条 前条の口述試験で論文提出者が合格した場合には、審査委員は、審査報告書(案)に口述試験の概要とその結果を追記して、審査委員会に提出する。審査委員は、主査、副査ともに、本項前段の審査報告書(案)の内容を確認して、正規の審査報告書を作成し、署名・押印する。

2 審査委員会は、作成した審査報告書を法学研究科委員長に提出する。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は2011年4月1日より施行する。

2 この内規は、2016年6月24日から施行する。なお、この内規は、法学研究科委員会の承認を経て2011年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。

## 法学研究科課程博士の学位論文の提出手続に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程(以下、「学位規程」という)第8条第1項に規定する課程博士につき法学研究科における学位論文の提出手続を定める。

(課程博士学位論文の提出資格要件)

第2条 学位論文の提出予定者は、博士(後期)課程に3年以上在学し、かつ、8単位以上の修得見込みの、研究指導を受けた者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士(後期)課程入学後6年以内の者も提出資格を有する。

(学位論文提出期限)

第3条 学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、6月末日または10月末日のいずれかとする(選択結果を第4条に定める論文計画書に明記する)。

(論文計画書の提出)

第4条 学位論文の提出予定者は、前号に定める論文提出期限(6月末日または10月末日)の1年前までに指導教授の同意を得た上で、所定の論文計画書を研究科委員長に提出しなければならない。ただし、この提出は在籍期間内であることを要する。

2 論文計画書の提出があったときは、研究科委員長は直近の法学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

(審査期間)

第5条 6月末日提出の論文については翌年の2月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了しなければならない。

(審査員の選出)

第6条 審査委員は、論文提出期限の翌月に開催される法学研究科委員会において選出されることを要する。

(学位授与の議決)

第7条 学位授与の議決は、6月末日提出の論文については翌年の3月に開催される法学研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年7月または9月に開催される法学研究科委員会においてなされることを原則とする。

(準用)

第8条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

## 国際学研究科博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規

(博士号審査(課程博士)の基本要件)

第1条 国際学研究科における博士号審査の基本要件は、以下の通りである。

(1) 博士論文提出資格審査願の提出

第2条第2号に従い、博士論文提出資格審査願を期限内に提出する。

(2) 博士論文の提出

上記の要件は、博士論文を提出する際にも適用される。

(3) 論文審査における審査基準

論文の審査基準は、以下の通りである。

ア 先行研究

先行研究の総合的検討がなされていること(これまで何がどこまで研究され、何が問題として残されているかが明確に示されているかどうか)。

イ 意義とオリジナリティ

論文の意義とオリジナリティが明確にされていること(上の点を踏まえた上で、申請論文は従来の研究とはどの点で異なり、どの点で乗り越えているか、あるいは修正を加えているか)。

ウ 基本資料・基本文献

論文では、その分野で当然目を通すべき基本資料や文献が使用されているかどうか。

エ 資料批判

使用されている資料の資料批判(テキストクリティク)が綿密に行われているかどうか。

オ 論証の手続き

論証の手続きが適切かつ説得的であるかどうか(構成が適切かどうか、記述が明瞭であるかどうか)。

カ 議論の首尾一貫性

論文全体をとらえて議論に矛盾や不明瞭な点はないか。

キ 問題提起と結論の整合性

論文の最初に提起された問題と結論が整合的に対応しているかどうか。

(4) 総合判断

申請者が今後独立した研究者として、研究を組織し推進する能力があることを論文が証明していることがもっとも重要な点である。なぜなら、大学院生の論文に、完成した研究成果であることを求めることには無理があるからである。

(博士論文の執筆と審査の手順)

第2条 博士論文の執筆と審査は以下の手順によるものとする。

(1) 指導体制

大学院生は、博士後期課程に進学後、指導教員（主査）1名、指導教員（副査）2名を決め、その指導のもとに、論文作成を行う。

(2) 博士論文提出資格審査

大学院生は、博士論文の提出に先立って、10月末日提出の論文については9月15日までに、1月末日提出の論文については、12月15日までに、博士論文提出資格審査願を出し、審査に合格しなければならない。また、この審査に必要な研究計画、準備論文を提出する前に、指導教員（主査）と十分検討し、できるだけ提出後に問題が発生しないように準備しなければならない。指導教員（主査）および指導教員（副査）はこの点の十分な確認後、論文提出資格審査申請を認めるものとする。審査願が出されたら、研究科委員長はただちに資格審査のための委員会を発足させ、出願者の書類審査を行う。その上で、1カ月以内にその可否を決定し、結果を出願者に回答する。

ア 博士論文提出資格審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）

予備審査委員会は、研究科執行部の任命する審査委員長、研究科委員長ないし／および研究科主任、指導教員（主査）および指導教員（副査）1名ないし2名、他に、研究科委員長ないし審査委員長が必要と認める研究科所属教員から構成される。審査は、提出された書類の審査により行う。委員会内で票決が割れた場合、最終的な決定は、委員長が行う。

イ 博士論文の提出資格

資格審査申請にあたり、出願者は、以下の条件を満たしていなければならない。

- (ア) 博士後期課程に2年以上在籍していること。
- (イ) 博士後期課程において8単位以上の単位を取得していること。
- (ウ) 学術論文またはこれに準ずるものを2点以上公表していること（査読誌への論文掲載を基準とする。最終審査までに掲載予定の論文、印刷中の論文も含む）。

ウ 提出書類

資格審査申請にあたり、出願者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (ア) 準備論文（400字詰め原稿用紙 30枚以上、英文 3,600語以上）
- (イ) 2点以上の学術論文またはこれに準ずるもののコピー
- (ウ) 2点以上の査読誌等への既発表論文のコピー

エ 審査後の論文制作

予備審査委員会は、申請後、1カ月以内に、資格審査の結果を出願者に知らせる。

オ 学位論文の提出期限

学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日、または1月末日、いずれかとする。

(3) 博士論文審査

ア 博士学位申請

研究科委員長は、博士論文が提出されたら、学長に対し、博士学位申請を行う。論文目録、論文要旨、履歴書各1通を添え、学長に提出する。学位論文は1冊とし、3通を提出する。学長は論文受理後、問題がなければ、研究科委員会に審査を付託する。

イ 論文審査委員会

学長から審査を付託されたら、研究科委員長は、論文審査委員長を指名し、審査委員長と合議の上、論文審査委員会委員の選任を行う。論文審査委員会は、審査委員長、研究科委員長ないし研究科主任、指導教員（主査）および指導教員（副査）のうち最低1名、他審査委員長ないし研究科委員長が必要と判断する委員からなるが、審査の精確を期するため、外部専門家を1名加えるよう努力する。

審査は、結果が委員会で割れた場合、審査委員長が最終的な判断を下す。なお、審査委員長は、指導教員（主査）が兼ねることはできない。また、指導教員（主査）が、研究サバティカル制度適用期間にあたる場合、指導教員（主査）は研究サバティカル制度適用期間に入るに際し、指導教員（主査）代理を決めなければならない。研究サバティカル制度適用期間は、代理の教員が指導教員（主査）に代わり指導にあたる。ただし、「明治学院大学研究サバティカル制度規程」第4条第1項にのっとり、サバティカル制度の適用を受けた者が希望し、研究科委員会で認められた場合に限り、博士論文審査の指導教員（主査）を担当することができる。研究科委員会における審議の際、研究サバティカル制度適用期間にある指導教員（主査）は、求められた場合に発言するため、出席を要請されるが、議決には参加できない。

ウ 論文審査

(ア) 審査委員会は、提出された論文の審査を目的とする予備審査と、出願者への面接口述試験を伴う公開の本審査とを、最低2回行う。第1回目の予備審査の後、必要があれば、委員より論文内容に関する疑問、助言、注文の提示を行い、指導教員（主査）を通じて、論文の修正の指導が行われ、修正稿の提出が求められる。修正稿の提出後、面接口述試験を伴う公開の本審査を行う。本審査後、審査委員のみによる非公開の学位授与可否の審査を行う。審査結果が割れた場合、最終的な決定は、審査委員長が行う。

(イ) 審査期間については以下のとおり。10月末日提出の論文については、翌年の1月末日までに、1月末日提出の論文については、5月末日までに審査を終了しなければならない。

エ 学位授与の議決

10月末日提出の論文については、翌年の2月に開催される国際学研究科委員会において、1月末日提出の論文については、6月に開催される国際学研究科委員会においてなされることを原則とする。

オ 研究科委員会での審議

学位授与と決まった場合、審査委員長は、その結果を文面にまとめ、委員に回覧し、署名を受けた上、研究科委員長にその結果を報告する。研究科委員長は、その報告を受けて、研究科委員会にはかり、学位の授与を審議する。研究科委員会での学位授与に関する審議は、出席者の過半数の票数で可決とする。

(準用)

第3条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、「国際学研究科 博士論文審査の手順とルール（内規）」（2003年6月11日の国際学研究科委員会決定、2004年1月14日及び、2007年5月9日の国際学研究科委員会訂正、2009年2月18日大学院委員会了承）を条文形式に改めたものである。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 3 この内規は、2020年4月1日から施行する。（第2条第1項第3号制度名の変更）
- 4 この内規は、2025年4月1日から施行する。（第1条第1号および第2条第1号から第3号の変更）

## 心理学研究科博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程（以下、「学位規程」という）第8条第1項に規定する課程博士につき心理学研究科心理学専攻における学位申請論文の提出手続きを定める。

（学位申請論文の提出資格要件）

第2条 学位申請論文の提出予定者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し、かつ、論文指導教授の「特別演習」6科目（12単位）ならびに「特別講義」2科目（4単位）、合わせて16単位以上を修得見込みの、研究指導を受けた者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士後期課程入学後6年以内の者も提出資格を有する。
- (2) 中間報告を2回終了した者でなければならない。
- (3) 第9条に定める論文提出期限の1年前までに、指導教授の同意を得た上で、所定の論文計画書を心理学研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があったときは、心理学研究科委員長は直近の心理学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。
- (4) 第4条第2項に定める専門審査委員による予備審査を受け、学位申請論文の提出許可を認定されていなければならない。

（予備審査申請要件）

第3条 予備審査を受けるための条件を以下のとおりとする。

審査付の学術雑誌論文2報以上を持ち、かつ、予備審査を受けることについて指導教員の承認を得ていること。ここで言う学術雑誌論文とは、実証的な研究論文であり、原著または原著に準ずる論文を指す。学術雑誌論文2報は、本学心理学研究科紀要論文1報を含めることができるものとし、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 予備審査会開催を決定する時点において、査読付き学術雑誌に掲載済みまたは採択済みでなければならない。
  - (2) 当該学位申請者が単著者または筆頭著者でなければならない。
  - (3) 博士後期課程入学以降に研究指導を受けて投稿し、採択された論文であり、かつ、学位申請論文の内容と直接関連する内容の論文でなければならない。
  - (4) 当該学位申請論文執筆者が2報に該当する論文を投稿する際には、投稿予定および投稿済みの論文ならびに投稿誌が本項第1号から第3号の条件に該当するか否かについて、事前または事後に心理学研究科博士後期課程会議における審議を経なければならない。
- 2 予備審査論文は、博士後期課程入学以降に指導を受けた研究により構成された論文でなければならない。ただし、次に掲げる第1号または第2号の場合には修士学位論文のデータを使用することができる。なお、第1号と第2号のいずれの場合も、事前に心理学研究科博士後期課程会議において、指導教員が修士学位論文のデータ利用について書類を揃えて審議に付すこととする。審議の結果、使用が許可された場合には、予備審査論文に修士学位論文のデータ利用について明記しなければならない。
- (1) 本学心理学研究科の博士前期課程または修士課程を修了した学生で、博士後期課程の指導教員から修士学位論文のデータの使用が許可された場合。なお、博士後期課程の指導教員が博士前期課程または修士課程と異なる場合は、前指導教員によるデータ使用の許可が文書で証明されなければならない。加えて、その修士学位論文の研究計画等が、本学心理学部の倫理綱領に照らし合わせて問題がないことが、博士後期課程の指導教員によって十分に確認されていること。
  - (2) 本学以外その他機関（以下、当該機関という）から入学した学生

については、以下すべてが満たされた場合に、修士学位論文のデータを予備審査論文でも使用することができる。

ア 修士学位論文の研究について当該機関において倫理審査を受審し倫理的に問題ないことが承認されていること。加えて、その修士学位論文の研究計画等が、本学心理学部の倫理綱領に照らし合わせて問題がないことが、博士後期課程の指導教員によって十分に確認されていること。

イ 前号の研究データの外部持ち出し、および、予備審査論文でのデータ使用について、当該機関で所定の手続きを経て許可されたことが文書で証明されていること。ただし、当該機関において定められた手続きがない場合には、当該機関の所属長から上記に相当する許可が文書で得られていること。

ウ 博士後期課程の指導教員からデータ使用が許可されていること。

3 予備審査論文に関わる研究のうち、ヒトを対象とする研究については、心理学研究科博士後期課程会議において研究倫理審査不受審についてやむを得ないと了承された場合を除き、研究実施前に本学心理学部倫理委員会において研究倫理に関する審査を受け、承認されなければならない。なお、当該学位申請者の予備審査論文にかかわる研究すべてについて、本学心理学部倫理委員会における研究倫理審査を不受審とすることはできない。ただし、予備審査論文に関わり、かつ、入学前に既に他の研究機関における倫理審査を受けて承認された研究の場合は、その承認にかかる証明を提出することにより、本学心理学部倫理委員会による審査を免除することができる。

4 予備審査論文に関わる研究のうち、動物を対象とする研究については、研究実施前に本学動物実験委員会による承認を受けなければならない。

（予備審査会の開催）

第4条 予備審査を受けようとする者は、博士後期課程指導教員に審査を願ひ出る。指導教員が、前条の条件を満たしていると判断した際には、心理学研究科博士後期課程会議に予備審査会の開催を提案する。提案は、学位申請論文提出が11月末日までに予定されている場合は6月末、3月末日までに予定されている場合は前年10月末日までとし、それぞれ7月もしくは前年11月までに開催される心理学研究科博士後期課程定例会議において承認される必要がある。

2 予備審査会の開催が承認された場合、心理学研究科博士後期課程会議において教授3名より専門審査委員を定める。専門審査委員には、当該学位申請者の研究指導に直接関わるものなかつた審査委員1名を含める。互選により主査1名を選出し、主査以外の審査委員は副査となる。専門審査委員は心理学研究科委員会において承認される必要がある。

3 予備審査会は、学位申請論文の提出が11月末日までに予定されている場合は7月末、3月末日までに予定されている場合は前年11月末日までに開催される。開催は心理学研究科委員会にて公示される。

（予備審査会提出書類）

第5条 予備審査会の開催が承認された場合、学位申請者は、次に掲げる書類を心理学部共同研究室に提出する。

(1) 予備審査論文（学位申請論文初稿）

学位申請論文提出が11月末日までに予定されている場合は7月初旬、3月末日までに予定されている場合は前年11月初旬までに提出する。

ア 研究の背景・問題、目的、方法、結果、考察、引用文献などまとまった構成となっていること。なお、予備審査会後に補足すべき研究（実験・調査）についてはその旨記載することとし、予備審査会後、速やかに対応することとする。

イ 予備審査論文の形式は、『明治学院大学大学院要覧』に記載されている作成様式の通りとする。

(2) 要旨

予備審査会開催7日前の15時までに提出する。

ア 要旨の形式は、『明治学院大学大学院要覧』に記載されている作成様式の通りとする。

イ 字数は6,000字～8,000字程度（図表を含める）とする。

（予備審査の手順等）

第6条 予備審査は、次の手順に従って行う。

- (1) 予備審査会には、学位申請者および専門審査委員が出席する。これに加えて、博士後期課程を担当し、かつ、当該論文に関連する専門領域の教員も参加することができる。専門審査委員以外の参加教員については、心理学研究科博士後期課程会議において事前に承認を得るものとする。
- (2) 学位申請者より提出された予備審査論文は、心理学部共同研究室を通じて専門審査委員に配布され、要旨は専門審査委員以外の予備審査会参加教員に配布される。
- (3) 専門審査委員は、予備審査論文について修正事項を学位申請者に指摘する。
- (4) 学位申請者は、指摘された事項について予備審査会後速やかに修正を行い、修正論文と修正事項を一覧表にまとめたもの（新旧対照表）を専門審査委員に提出する。専門審査委員は、指摘事項が修正論文に十分に反映されているか精査し、さらに修正すべき箇所があれば学位申請者に指摘して修正を求める。専門審査委員は、指摘事項の修正を確認した後、学位申請論文の提出を可と認定する。

（学位申請論文の作成様式）

第7条 学位申請論文の執筆言語は原則として日本語とする。ただし、専門審査委員が特に認めた場合には、心理学研究科委員会の承認を得て、英語を使用することができる。英語で執筆する場合は、必ず博士後期課程指導教員の許可を受けたいうで、書面にて心理学研究科委員会に申し出る。その他の作成様式については、『明治学院大学大学院要覧』に記載されている通りとする。

（学位申請の手続き）

第8条 学位申請にかかる手続きについては、『明治学院大学大学院要覧』に記載されている通りとする。

（学位申請論文提出期限）

第9条 学位申請論文の提出期限は、学位申請者の選択により、11月末日または3月末日のいずれかとする（選択結果を第2条第3項の論文計画書に明記する）。

（学位申請論文審査ならびに口述試験）

第10条 審査に付された学位申請論文について、心理学研究科博士後期課程会議において教授3名より専門審査委員を正式に定める。専門審査委員は心理学研究科委員会において承認される必要がある。

- 2 専門審査委員は、第11条に定める審査基準に基づいて学位申請論文審査および口述試験を行う。
- 3 口述試験には、学位申請者、専門審査委員、および学位申請者が所属する博士後期課程の分野を担当する教員が出席する。学位申請者は口述試験の7日前までに、学位申請論文の要旨ならびに予備審査会後に行った修正を明示した新旧対照表を心理学部共同研に提出する。口述審査は公開とする。
- 4 11月末日提出の論文については翌年の1月末日までに、3月末日提出の論文については6月末日までに論文審査ならびに口述試験を終了しなければならない。
- 5 専門審査委員は、論文審査および口述試験の結果を心理学研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

（審査基準）

第11条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した国内外の先行研究が、幅広く適切に検討されていること。

(3) 研究方法や分析方法が適切であること。

(4) 論文構成が的確であり、論理的整合性、一貫性および説得力があること。

(5) 当該分野・領域の研究に貢献しうる学術的な独創性をもち、高い社会貢献が期待できること。

(6) 学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

（学位授与の議決）

第12条 専門審査委員からの報告を受け、心理学研究科委員会において学位授与の議決を行う。学位授与の議決は、11月末日提出の学位申請論文については翌年の2月までに開催される心理学研究科定例委員会において、3月末日提出の論文については7月までに開催される心理学研究科定例委員会においてなされることを原則とする。

（その他の事項）

第13条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会において審議する。

（改廃）

第14条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は2007年4月1日より施行する。

2 この内規は、2016年6月24日から施行する。ただし、2016年度入学者より適用とする。なお、この内規は、心理学研究科委員会の承認を経て2007年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。

3 この内規は、2018年4月1日より施行する。

4 この内規は、2022年4月1日から施行する。（規程名称の変更、第7条の追加、旧第7条から第9条の繰り下げ）

5 この内規は、2025年4月1日から施行する。（第3条条表題、第3条の追加、およびそれに伴う条番号の繰り下げ）

6 この内規は、2026年4月1日から施行する。（運用実態に即した見直しに伴う、内規全般の変更）